

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

平成30年3月23日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議書等の届出等)

第3条 条例第8条の規定で定める事前協議書は別記様式第1号とし、その他規則で定める書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 事業者及び工事施工者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 事業者及び工事施工者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (4) 事業者及び工事施工者が条例第12条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
- (5) 事業区域に係る土地の位置を示す図面
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図
- (9) 擁壁の背面図及び断面図
- (10) 排水流域図
- (11) 事業区域及び排水先の現況写真
- (12) 大規模な太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (13) 維持管理に係る計画書（別記様式第2号）
- (14) 立地環境に関する概要書（別記様式第3号）
- (15) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第21条第2項に規定する評価書の副本
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議が終了したと認めるときは、事前協議終了通知書（別記様式第4号）により、事業者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第4条 事業者は、条例第9条第2項の規定により説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、説明会実施計画書（別記様式第5号）に説明会で配布する資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業者は、説明会実施計画書の提出後、速やかに次に掲げる事項を記載した広告をし、事業計画の案を当該広告をした日の翌日から起算して30日間、近隣住民等の縦覧に供しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 事業計画の案の縦覧場所及び期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 事業者は、近隣住民等の参集の便を十分考慮して説明会を開催する場所及び日時を決定し、説明会を開催する場所及び日時を近隣住民等に十分に周知しなければならない。

4 説明会は、第2項に規定する縦覧の期間が満了し、かつ、前項の規定による十分な周知を終えた後に開催しなければならない。

5 事業者は、説明会を開催したときは、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に、説明会開催報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の議事概要及び議事録

(3) 説明会の出席者名簿の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見の申出)

第5条 条例第9条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣住民等は、説明会が開催された日から起算して21日以内に、事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（次項及び次条において「意見書」という。）を提出するものとする。

2 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して28日以内に、意見の概要を記載した書面に当該意見書の写しを添えて市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第6条 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して45日以内に、意見書を提出した近隣住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類（第4項において「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議を行うときは、あらかじめ、協議計画書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 協議で配布する資料

(2) 意見書の写し

3 事業者は、近隣住民等に対し第1項の規定による協議を行うときは、その内容を説明し、当該近隣住民等の理解を十分に得るものとする。

4 事業者は、第1項の規定による協議を行ったときは、当該協議を行った日から起算して7日以内に、協議状況報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 協議で配布した資料

(2) 見解書の写し

(事業計画の許可申請)

第7条 条例第11条第1項の許可を受けようとする事業者は、事業計画の許可申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

第8条 条例第11条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の基準)

第9条 条例第12条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、市長が審議会の意見を聴いて十分な措置が取られていると認める場合は、基準に適合しているものとみなすことができる。

- (1) 事業区域に砂防指定地（砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地をいう。）を含まないこと。
- (2) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項の保安林の存する土地を含まないこと。
- (3) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
- (4) 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を含まないこと。
- (5) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。

2 条例第12条第1項第2号の規則で定める基準は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「旧宅造法施行令」という。）第5条に掲げる基準を満たすこととする。

3 条例第12条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が旧宅造法施行令第13条に掲げる基準を満たすこと。
- (3) 擁壁その他崖面に講ずる措置が旧宅造法施行令第6条から第12条まで及び第14条に掲げる基準並びに旧宅造法施行令第15条の規定により別に定める基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて市長が必要があると認める場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

4 条例第12条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。

5 条例第12条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を6メートル確保できるよう事業区域を後退させる等大規模な太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 大型車の通行等による既存の道路、河川及び水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

6 条例第12条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

- (2) 大規模な太陽光発電設備から発生する騒音が和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）第17条第1項の排出基準に適合していること。
- (3) 事業完了後における大規模な太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 造成工事並びに大規模な太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の環境への影響を最小限とするものであること。
- (5) 事業区域内に事業区域と接する土地との間に20メートル以上の幅の緩衝帯が設けられていること。

7 条例第12条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な太陽光発電設備が市の景観の骨格を形成する山並み景観その他丘陵・里山景観の保全上支障があるものではないこと。
- (2) 大規模な太陽光発電設備が地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。
- (3) 前2号で掲げる基準のほか、景観計画で定める基準に適合していること。

8 条例第12条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域及びその周辺地域に動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。
- (2) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。
- (3) 事業区域及びその周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。

9 条例第12条第1項第9号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項により認定を受けていること又は認定を受けることが見込まれること及び同法第15条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 事業に関する工事が電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第65条第1項の主務省令で定めるものに該当する場合は、工事の計画が電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第3項各号のいずれにも適合していること。
- (3) 事業に関する工事が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅造法」という。）第2条第2号の宅地造成であって、旧宅造法第3条第1項の宅地造成工事規制区域において行われるものに該当する場合は、旧宅造法第8条第1項の許可を受けていること又は許可を受けることが見込まれること。
- (4) 事業に関する工事が森林法第10条の2第1項に規定する開発行為に該当するときは、同項の許可を受けていること又は許可を受けることが見込まれること。
- (5) 事業が関係法令の基準に適合していること。

第10条 前条第2項から第4項までの許可の基準は、事業に関する工事が旧宅造法第2条第2号の宅地造成であって、旧宅造法第3条第1項の宅地造成工事規制区域の区域の外において行

われるものであっても、適用する。

2 事業に関する工事が旧宅造法第2条第2号の宅地造成であって、旧宅造法第3条第1項の宅地造成工事規制区域において行われ、前条第9項第3号の許可の基準に適合しているときは、同条第2項から第4項までの許可の基準に適合しているものとみなすことができる。

(変更許可の申請)

第11条 条例第13条第1項の許可を受けようとする事業者は、事業計画の変更許可申請書（別記様式第10号）に変更の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。（許可通知及び許可しない旨の通知）

第12条 市長は、条例第11条第1項の許可に係る申請及び条例第13条第1項に規定する変更の許可に係る申請があった場合において、これらの許可をするときには許可通知書（別記様式第11号）により、許可をしないときにあっては許可しない旨の通知書（別記様式第12号）によりこれらの申請をした者に対し通知するものとする。

(着手の届出)

第13条 条例第14条の規定による届出は、大規模な太陽光発電設備設置の着手届出書（別記様式第13号）により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

第14条 事業者は、条例第15条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

(完了等の届出)

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、大規模な太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書（別記様式第14号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 工事完了が確認できる写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第16条第2項の規定による通知は、許可内容に適合していると認める場合にあっては検査済証（別記様式第15号）により、適合していないと認める場合にあっては検査済証を交付できない旨の通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

(身分証明書)

第16条 条例第31条第2項の身分を証明する書類は、別記様式第17号とする。

(準用事業者の事前協議書等の届出等)

第17条 条例第34条第1項の規定により読み替えて準用する条例第8条の規則で定める事前協議書は別記様式第18号とし、その他規則で定める書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 準用事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 準用事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (4) 準用事業者及び工事施行者が条例第12条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
- (5) 事業区域に係る土地の位置を示す図面

- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図
- (9) 擁壁の背面図及び断面図
- (10) 排水流域図
- (11) 事業区域及び排水先の現況写真
- (12) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (13) 準用事業の維持管理に係る計画書（別記様式第19号）
- (14) 準用事業の立地環境に関する概要書（別記様式第20号）
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（準用近隣住民等との協議終了の通知）

第18条 条例第34条第2項の規定による通知は、準用近隣住民等との協議終了通知書（別記様式第21号）により行うものとする。

（準用事業者の工事着手の届出）

第19条 条例第34条第1項の規定により読み替えて準用する条例第14条の届出は、太陽光発電設備設置の着手届出書（別記様式第22号）により行うものとする。

2 条例第34条第1項の規定により読み替えて準用する条例第14条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 準用近隣住民等との協議終了通知書
- (2) 事業計画
- (3) 第17条各号に掲げる書類（工事着手の届出時のもの）
（書類の提出部数）

第20条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあっては1部、副本にあっては12部とする。

（その他）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1条から第6条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第1号）の施行の日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「、別記様式第9号」を削る。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。